

障害者総合支援法の施行後 3 年を目途とした見直しに係る
今後の障害者部会のスケジュール(案)

4 月 2 8 日(本日)	3 年後見直しに係るフリートーキング
5 月末～6 月中旬	関係団体ヒアリング(4 回程度)
7 月～1 1 月	個別論点について議論(月 2 回程度)
1 1 月～1 2 月目途	とりまとめ(予定)

社会保障審議会障害者部会にて検討されている項目

I 常時介護を要する障害者等に対する支援について

II 障害者等の移動の支援について

III 障害者の就労支援について

IV 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

V 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

VI 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

VII 精神障害者に対する支援の在り方について

VIII 高齢の障害者に対する支援の在り方について

IX 障害児支援について

X その他の障害福祉サービスの在り方等について

(1) 常時介護を要する障害者等に対する支援について

【論点の整理(案)】

○ どのような人が「常時介護を要する障害者」と考えられるか。

< 検討の視点(例) >

- ・「常時介護を要する障害者」の心身(医療の必要度を含む)・生活の状況や支援の量等の違い
- ・現状の「常時介護を要する障害者」を対象とした障害福祉サービス事業における利用対象者像や支援内容の違い

○ 「常時介護を要する障害者」ニーズのうち、現行のサービスでは何が不足しており、どのように対応すべきか。

< 検討の視点(例) >

- ・対象者の範囲、支援内容(通勤、通学支援等)、支援時間、提供方法等
- ・入院中の障害者に対する支援
- ・現行のサービスの見直しでの対応の可否
- ・ボランティア等地域のインフォーマルサービスの位置づけ

○ 同じ事業の利用者であっても、障害の状態等により支援内容の違いがあることについてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・支援の重点化
- ・見守りや待機の評価

○ 支援する人材の確保や資質向上の方策・評価についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・従業者の資格要件の在り方
- ・研修等による支援者の養成
- ・資質の評価方法(OJT中心の研修に対する評価等)

○ パーソナルアシスタンス(※1)について、どう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・対象者、利用場面、利用時間等の具体的なイメージ及び必要な費用
- ・意思決定支援が必要な知的・精神障害者や障害児に対する支援手法
- ・パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント(※2)の関係、及びダイレクトペイメント方式を採用することによるメリット・デメリット

○ パーソナルアシスタンスと重度訪問介護との関係についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・対象者像
- ・サービス内容、サービス提供方法
- ・利用場面・利用内容
- ・支援者の要件及び支援者に対する相談等のバックアップ体制
- ・利用者の権利擁護の研修に対する評価等

※1 パーソナルアシスタンスは、一般的に①利用者の主導性、②個別の関係性、③包括性と継続性を満たす必要があるとされている。

※2 ダイレクト・ペイメントは、障害者自身が直接サービスを購入するための現金給付のことであり、この給付の範囲で障害者が直接介助者を雇用する場合がある。

現状・課題

- 障害者総合支援法においては、障害者等が本人の意思に基づき地域生活を送ることができるよう、個々の障害者等の状態像やニーズに対応した障害福祉サービスを提供しており、特に手厚い介護等が必要な障害者等を「常時介護を要する者」とし、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護及び重度障害者等包括支援を提供している。
- 障害者等の地域生活・地域移行の支援をより一層推進する観点から、「常時介護を要する者」に対するサービスに関する課題（重度障害者等包括支援の利用が低調であること、重度障害者が入院した時に必要な支援が受けられない場合があること等）への対応に加えて、地域生活・地域移行の受け皿の整備や、「定期的又は随時」の「生活支援」を必要とする障害者等を支える仕組みの構築が求められている。
- 障害者等の地域生活・地域移行の「受け皿」として重要なグループホームについては、全国で整備が進められ、現在、約10万人が利用している。平成29年度のサービス見込量は約12万人であり、必要な方が利用できるよう、サービス量を確保していく必要がある。また、利用者の重度化・高齢化への対応も必要である。
さらに、入院中の精神障害者に対して退院後の住む場所について質問したところ、約6割が自宅又は賃貸住宅、約2割がグループホーム等と回答しており、グループホームよりも自宅や民間賃貸住宅での「一人暮らし」を希望する障害者も多い。こうした中、「地域移行＝グループホーム」との考え方に疑問を呈する指摘がある。
- 障害福祉サービスの需要が伸びている中で、例えば、ショートステイ、生活介護、居宅介護（家事援助）等についても、真に必要な障害者に支援を行き届かせる観点から、必要性に応じた給付の在り方の見直し等を検討すべきとの指摘がある。
- 訪問系サービスのサービス提供責任者については、実務経験3年以上の旧2級ヘルパーでも可能とする取扱いが平成18年以降続いているなど、人材の資質向上に向けた課題がある。また、OJTを評価する特定事業所加算の取得率が低調な状況である。
- 障害者の地域生活を支える仕組みとして、パーソナルアシスタンスの制度化を望む声もあるが、その意味するところは、利用者本人のニーズに応じた柔軟な支援を可能とすべきとの趣旨ではないかと考えられる。

検討の方向性

- 「常時介護を要する者」だけでなく、「日常的」に「支援」を要する者なども含め、地域生活・地域移行をきめ細かく展開するため、限られた財源の中で真に支援が必要な方にサービスが行き渡るように留意しつつ、以下のような新たな方策を検討することとしてはどうか。
- 利用者のニーズに応じた柔軟な支援を行っていくために、常時介護を要する障害者等を対象としたサービスについて、地域生活をさらに支援する観点から見直しを行うこととしてはどうか。
例えば、重度障害者等包括支援について、地域で家族と生活する重症心身障害児者等のニーズに合わせて活用しやすいものできないか検討するとともに、重度障害者の地域生活を支えている重度訪問介護を利用している者について、医療保険の給付範囲に留意しつつ、入院中における医療機関での支援の在り方を検討することとしてはどうか。
- 「常時介護を要する者」であるか否かにかかわらず、地域での暮らしが可能な障害者等が安心して地域生活を開始・継続できるよう、地域で生活する障害者等に対し、緊急時対応を含め、継続的に支援する拠点の整備をさらに進める方向で検討することとしてはどうか。
- グループホームから一人暮らしへの移行を希望する障害者など、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスの利用の在り方を検討することとしてはどうか。その際、当該サービスの内容を踏まえつつ、他のサービスの利用の在り方についても検討することとしてはどうか。
あわせて、障害者の地域移行の受け皿となるグループホームについて、重度障害者に対応するサービスを位置づけ、適切に評価を行うとともに、障害者の状態とニーズを踏まえて真に必要な方にサービスが行き渡るよう、現に同居している方に配慮しつつ、利用対象者を見直す方向で検討することとしてはどうか。
- また、支援する人材の確保や資質向上を図るため、サービスの従業者資格を引き上げるとともに、熟練した従業者による研修（OJT）の実施を促進する方向で検討することとしてはどうか。

(2) 障害者等の移動の支援について

【論点の整理(案)】

○ 個別給付に係る移動支援と地域生活支援事業に係る移動支援の役割分担についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・個別支援と集団支援の観点等による役割分担

○ 個別給付に係る移動支援について、通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いをどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・支援の対象者やそのニーズ(「社会通念上適当でない外出等」の範囲)
- ・支援主体(労働分野、教育分野等の合理的配慮との関係)や財源等
- ・他省庁や関係機関、関係団体との連携

現状・課題

- 移動支援は障害者の社会参加の促進や地域での自立した生活を支える上で重要な支援である。
現在、障害者総合支援法に基づき、同行援護、行動援護、重度訪問介護及び居宅介護の個別給付（義務的経費）についてはあらかじめ作成されたサービス等利用計画に基づき基本的にはマンツーマンでサービスを提供するとともに、市町村の地域生活支援事業（裁量的経費）については利用者の個々のニーズや地域の状況に応じて緊急時の個別支援、グループ支援、車両移送などが実施されている。
- 各市町村の判断に応じて地域生活支援事業の中で実施されている障害者の通勤・通学に関する移動支援については、個別給付の対象とすること等さらなる充実を求める意見がある。
一方、地域生活支援事業の方が地域特性を生かした柔軟な対応が可能であるといったメリットがあるとともに、雇用障害者数及び就労移行支援利用者数は合計約66万人、特別支援学校の小学部及び中学部の在学者数は合計約7万人にのぼること、障害者差別解消法の施行に伴う事業者や教育機関による「合理的配慮」との関係、個人の経済活動と公費負担の関係、教育と福祉の役割分担の在り方等の課題がある。
- 入院中の外出・外泊に伴う移動支援については、十分な対応がなされていない。
また、入所中の外出・外泊に伴う移動支援については、施設サービスの「日常生活上の支援」の一環として行われており、現行の障害福祉サービス等報酬において評価されているが、相応の人手や労力を要することから施設ごとに対応が異なっている。

検討の方向性

- 障害者総合支援法における移動支援については、所要の財源を確保しつつ、障害者に一定の社会生活を等しく保障するとともに、利用者の個々のニーズや地域の状況に応じて柔軟に対応することができる仕組みとする必要がある。
こうした観点から、基本的には、現行の「個別給付」と「地域生活支援事業」による支援の枠組みを維持した上で、支援の実施状況等を踏まえつつ、ニーズに応じたきめ細かな見直しを図っていくべきではないか。
- 障害者の通勤・通学等に関する移動支援については、全てを福祉政策として実施するのではなく、関係省庁とも連携し、事業者や教育機関による「合理的配慮」の対応や教育政策との連携等を進めていく必要があるのではないかと。その上で、福祉政策として実施すべき内容について、引き続き検討を進めるとともに、まずは、就労移行支援や障害児通所支援においては、本来の趣旨も踏まえ、通勤・通学に関する訓練の着実な実施を促すこととし、これを必要に応じて評価する方向で検討することとしてはどうか。
- 入院中の外出・外泊に伴う移動支援については、障害福祉サービス（同行援護、行動援護、重度訪問介護）が利用できる方向で検討することとしてはどうか。
また、入所中の外出・外泊に伴う移動支援については、施設サービスの「日常生活上の支援」の一環として行われるものであるが、施設による移動支援について適切に評価が行われているか、引き続き検討することとしてはどうか。

(3) 障害者の就労支援について

【論点の整理(案)】

- 障害者の就労に関する制度的枠組についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 就労移行支援、就労継続支援A型・B型のサービスの現状と成果
- ・ 障害者の就労の形態の在り方
- ・ 賃金補填のメリット・デメリット

- 就労継続支援(A型及びB型)、就労移行支援の機能やそこでの支援のあり方についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 利用者の中長期的なキャリア形成に向けた事業所の機能や支援
- ・ 利用者のニーズを踏まえた機能や支援

- 就労定着に向けた支援体制についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 就業と生活の両面からの支援

- 労働施策等の福祉施策以外との連携についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 障害者の働く場の確保

現状・課題

- 就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援）から一般就労に移行した障害者の数は、平成20年度（障害者自立支援法施行時）1,724人に対し、平成25年度10,001人であり、5年間で約5.8倍となっている。また、民間企業（50人以上）における障害者の雇用者数は約43万1千人（平成26年6月）、ハローワークを通じた障害者の就職件数は約8万5千人（平成26年度）であり、いずれも年々増加しており、特に精神障害者の伸びが大きい。
- 就労移行支援事業所については、一般就労への移行率（利用実人員に占める就職者数）が20%以上の事業所の割合が増加する一方、移行率が0%の事業所の割合は約30%強で推移しており、移行率の二極化が進んでいる。
- 就労継続支援事業所のうち平成25年度の1年間で一般就労に移行した者が1人もいない事業所の割合は、就労継続支援A型事業所で約7割、就労継続支援B型事業所で約8割である。また、B型事業所の一人当たり平均工賃月額（平成25年度）は、約17%の事業所で2万円以上の工賃を実現している一方、約40%の事業所で工賃が1万円未満である。
- 障害者の就労定着支援について、就業面の支援は、基本的には企業の合理的配慮や労働政策の中で行われるべきものであるが、また、就業に伴う生活面の支援は、障害者就業・生活支援センター（生活支援員）や就労移行支援事業所が中心となって実施している。
- 障害者雇用促進法の法定雇用率については、平成30年度から精神障害者の雇用についても算入される予定である。今後、在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。企業に雇用された障害者が職場に定着することは、障害者の自立した生活を実現するとともに、障害福祉サービスを持続可能なものとする観点からも重要である。

検討の方向性

- どの就労系障害福祉サービスを利用する場合であっても、障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるよう、工賃向上や一般就労への移行をさらに促進させるための方策を検討してはどうか。また、就業に伴う生活面での課題等を抱える障害者が早期に離職することのないよう、就労定着に向けた支援の在り方を検討することとしてはどうか。
- 就労移行支援については、平成27年度報酬改定の効果も踏まえつつ、一般就労への移行実績を踏まえたメリハリを付けた評価を行う方向で検討することとしてはどうか。
- 就労継続支援については、サービスを利用する中で能力を向上させ、一般就労に移行する障害者もいることから、一般就労に向けた支援や一般就労への移行実績を踏まえた評価を行う方向で検討することとしてはどうか。また、就労継続支援B型については、高工賃を実現している事業所を適切に評価するなど、メリハリをつける方向で検討することとしてはどうか。就労継続支援A型については、事業所の実態が様々であることを踏まえ、利用者の就労の質を高め、適切な事業運営が図られるよう、運営基準の見直し等の方策を検討することとしてはどうか。
さらに、一般就労が困難な障害者に対して適切に訓練が提供され、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するため、現在は就労継続支援B型の利用希望者に対して実施している就労アセスメントについて、効果的かつ円滑な実施と併せて、対象範囲の拡大について検討することとしてはどうか。
- 在職障害者の就業に伴う生活上の支援ニーズに対応するため、就労定着支援の強化を検討することとしてはどうか。例えば、就労系障害福祉サービスを受けていた障害者など、就労定着に向けた支援が必要な障害者に対し、一定の期間、労働施策等と連携して、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活支援等）を集中的に提供するなど、支援の在り方を検討することとしてはどうか。
- 就労系障害福祉サービスについて、障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、事業所の事業内容や工賃・賃金、一般就労への移行率、労働条件等に関する情報の公表を検討することとしてはどうか。